

# 各種ガイドライン改正の概要

契約ガイドライン	: 契約に関するガイドライン - PFI事業契約における留意事項について -
プロセスガイドライン	: PFI事業実施プロセスに関するガイドライン
VFMガイドライン	: VFM (Value For Money) に関するガイドライン
運営権ガイドライン	: 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン

## 1. 国会審議・附帯決議関係

PFI法改正案の国会審議や附帯決議を踏まえ、契約ガイドライン及びプロセスガイドラインの改正を行う。

### (1) 労働関係法令の遵守について

PFI事業は長期に及ぶものであるとともに、通常はSPCから各業者に業務を委託するものであるため、適切に人件費等を見積もるといった労働環境の整備が求められる。

そのため、労働関係法令を遵守し、社会保険料等の適正な積算を行うことが必要である旨を追記する。

対応箇所 : [契約ガイドライン「1. 事業全体にかかる事項」の「2. PFI事業契約書作成に関する法令等上の留意点」]

### (2) 地域企業の参画促進について

地域企業、とりわけ中小企業の参画が促進されるよう、民間事業者の募集時の基本的な考え方の一つとして、落札時の評価において、地域企業の参画の有無、地域企業への業務発注、地域経済への貢献等を取り入れるといった工夫が想定される旨を追記する。

対応箇所 : [プロセスガイドライン4 - 1]

### (3) 災害等の緊急時の施設利用について

PFI事業の対象施設は、公共性が高いものであるため、各施設の用途を踏まえ、災害時の被災者の受入れ等に活用できることや、事前調整の上で公的行事のために活用できることについて示しておくことが望ましい旨を追記する。

対応箇所 : [プロセスガイドライン4 - 1]

# 各種ガイドライン改正の概要

## 2. 会計検査院報告を踏まえた対応関係

「国が実施するPFI事業について」(令和3年5月会計検査院随時報告)や、それを踏まえて実施したVFM算定に関する実態調査の結果を踏まえ、VFMガイドラインの改正を行う。

### (1) 会計検査院報告を踏まえた対応について

- コンセッション以外の独立採算型・混合型事業のVFM算定方法を明確にすべきという指摘を踏まえ、コンセッションと同様に、総収入と総支出の差を用いて算定する方法(運営権ガイドラインに記載)によることが望ましい旨を追記する。
- PFIの公的財政負担の見込み額には入札による下落(=競争の効果)が反映されているが、従来方式には反映されていないことによりVFMが過大に見積もられているという指摘を踏まえ、従来方式の見込み額について過去の類似施設の落札価格等を基に算定する方法(地方公共団体で多く採用)を追記する。→次ページ参照
- 実際の金利情勢を十分に考慮し割引率を設定すべきという指摘への対応として、現行でもリスクフリーレートの採用が適当である旨記載しているが、具体的に、事業期間に近い長期国債の利回りを採用する方法がある旨を追記する。

対応箇所 : [VFMガイドライン-2、二2、四3(2)]

### (2) VFM算定の実態調査を踏まえた割引率に関する改正について

- 近年の物価上昇傾向や、長期国債の利回りに係るマーケットの状況を踏まえ、割引率として用いる長期国債の利回りに期待物価上昇率を勘案することが想定される旨を追記する。
- リスクフリーレート採用の前提であるリスク調整が実務上困難であることを踏まえ、PFIの公的財政負担の見込額についてリスクプレミアムを加味した割引率を用いる手法(運営権ガイドラインに記載)を追記する。  
また、直接の推計が困難なリスクの期待値の見合いとして、利払い費用の差やSPC関連費用を勘案することが想定される旨を追記する。

対応箇所 : [VFMガイドライン四1、四3(3)(4)]

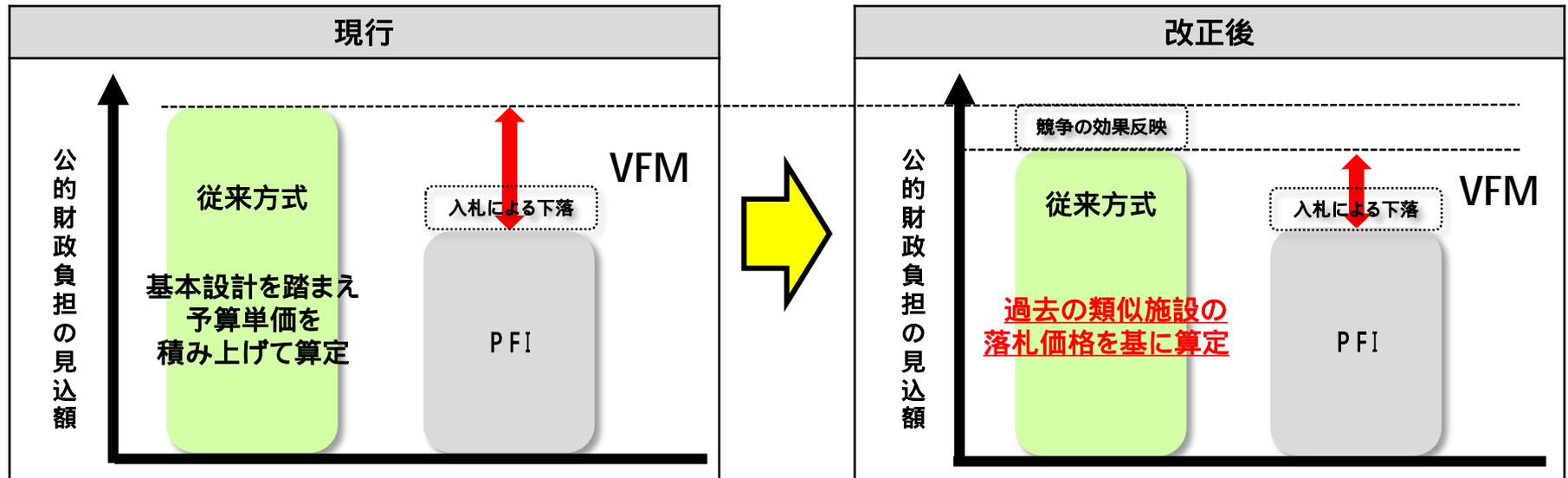
# VFMガイドライン改正の概要(競争の効果の反映)

事業期間を通じた**公的財政負担の見込額**について、従来方式よりPFIの方が低くなる場合には、**VFM(Value for Money)がある**と言い、PFI事業として実施することが適当であるとされている。

令和3年の会計検査院報告において、事業者選定時の**PFIの見込み額は落札価格を基に算定されるため、入札による価格下落という競争の効果が反映されているが、従来方式の見込み額については入札による価格下落が想定されておらず、VFMが過大に見積もられているとの指摘あり。**

従来方式の見込み額について、競争の効果を反映したものとなるよう、**過去の類似施設の落札価格等を基に算定する**方法を明記。

## < 事業者選定時のVFM算定 >



地方公共団体の多数の事例で行われているように、特定事業選定時にこの方法で算定することを原則とする。

# 各種ガイドライン改正の概要

## 3. 実施方針の変更提案に基づく変更関係

令和4年12月のPFI法改正により、実施方針の変更提案に基づく変更制度が創設されたことを踏まえ、運営権ガイドラインの改正を行う。

### 実施方針の変更提案に基づく変更の範囲について

変更提案に基づく変更は、実施方針に定める事項のうち規模又は配置に関する事項のみ変更が可能とされていることや、設定された運営権の運営等の内容から逸脱することにより、運営権の同一性を維持できなくならないよう留意することなど、手続の適用範囲や留意事項について追記する。

対応箇所：【運営権ガイドライン12-2】

## 4. 民間事業者からの意見・提案関係

アクションプランに基づき、令和4年8月に各業界団体を通じ民間事業者等からPPP/PFIの制度・運用に係る意見・提案を募集した結果を踏まえ、プロセスガイドラインの改正を行う。

### 入札時等の民間事業者の質問に対する管理者等からの回答について

契約書案の公表後の官民対話や質疑において、民間事業者からの公平なリスク分担(物価変動や違約金規定等)を目的とした意見に対して、管理者等が建設的な回答を行うようにしてほしいとの意見を踏まえ、民間事業者からの質問や意見に対し、回答の結論のみならず結論に至った理由等を提示することが望ましい旨を追記する。

対応箇所：【プロセスガイドライン4-1】

## 5. PFI事業に関する文書関係

次期事業への引継ぎや国民への説明のため、PFI事業に関する文書の適切な管理が必要であることを踏まえ、プロセスガイドラインの改正を行う。

### 適切な文書管理について

PFI事業終了後の適切な次期事業への引継ぎが重要であることに加え、令和4年改正の行政文書ガイドラインにおいて、委託事業等に際し行政機関が国民への説明責任を果たすために必要な文書を適切に管理すべき旨が追記されたことを踏まえ、施設の修繕履歴や事業監視(モニタリング)等に関する文書について、適切に事業者から取得・管理することが必要である旨を追記する。

対応箇所：【プロセスガイドライン6】